

三重県消防広域化推進計画（改訂版）

[資料編]

目 次

| | |
|---|--------|
| 消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日 法律第 226 号） | … 資-1 |
| 消防組織法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 （平成 18 年 4 月 11 日 参議院総務委員会、平成 18 年 6 月 1 日 衆議院総務委員会） | … 資-8 |
| 市町村の消防の広域化に関する基本指針 （平成 18 年 7 月 22 日 消防庁告示第 33 号、 改正 平成 25 年 4 月 1 日 消防庁告示第 4 号） | … 資-9 |
| 市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について （平成 25 年 4 月 1 日 消防消第 70 号 消防庁長官通知） | … 資-14 |
| 市町村の消防の広域化に関する基本指針に規定する消防広域化 重点地域の指定について （平成 25 年 6 月 20 日 消防消第 145 号 消防庁消防・救急課長通知） | … 資-17 |
| 消防組織法第 31 条に基づく市町村消防の広域化に関する 中間答申 （平成 24 年 9 月 7 日 消防審議会） | … 資-18 |
| 東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への 消防の広域的な対応のあり方に関する答申 （平成 25 年 6 月 11 日 消防審議会） | … 資-25 |
| 今後の消防体制のあり方について（中間報告）（抄） （平成 18 年 1 月 17 日 今後の消防体制のあり方に関する調査検討会） | … 資-32 |
| 県内消防本部の活動状況等 （消防本部別の火災・救急・救助出動件数等） | … 資-34 |
| 消防の広域化に関するアンケート調査 | … 資-40 |
| 三重県消防広域化推進懇話会設置要綱 | … 資-43 |

○ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 国の行政機関（第二条―第五条）

第三章 地方公共団体の機関（第六条―第三十条）

第四章 市町村の消防の広域化（第三十一条―第三十五条）

（条）

第五章 各機関相互間の関係等（第三十六条―第五十二条）

（条）

附則

第一章 総則

（消防の任務）

第一条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防止し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

第二章 国の行政機関

（消防庁）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三十二条第二項の規定に基づいて、総務省の外局として消防庁を置く。

（消防庁長官）

第三条 消防庁の長は、消防庁長官とする。

（消防庁の任務及び所掌事務）

第四条 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産

の保護を図ることを任務とする。
2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消防制度及び消防準則の企画及び立案に関する事項
- 二 消防に関する市街地の等級化に関する事項（都道府県の所掌に係るものを除く。）
- 三 防火査察、防火管理その他火災予防の制度の企画及び立案に関する事項
- 四 火災の調査及び危険物に係る流出等の事故の原因の調査に関する事項
- 五 消防職員（消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。）及び消防団員の教養訓練の基準に関する事項
- 六 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項
- 七 消防統計及び消防情報に関する事項
- 八 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の認定及び検定に関する事項
- 九 消防に関する試験及び研究に関する事項
- 十 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
- 十一 消防思想の普及宣伝に関する事項
- 十二 危険物の判定の方法及び保安の確保に関する事項
- 十三 危険物取扱者及び消防設備士に関する事項
- 十四 消防に必要な人員及び施設の基準に関する事項
- 十五 防災計画に基づく消防に関する計画（第二十九条において「消防計画」という。）の基準に関する事項
- 十六 人命の救助に係る活動の基準に関する事項
- 十七 救急業務の基準に関する事項
- 十八 消防団員等の公務災害補償等に関する事項
- 十九 消防に関する表彰及び報償に関する事項
- 二十 消防の応援及び支援並びに緊急消防援助隊に関する事項
- 二十一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）、原子力災害対策特別措置法（平成十一

年法律第五十六号）、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）及び首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事項

- 二十二 石油パイプライン事業の用に供する施設についての工事の計画及び検査その他保安に関する事項
- 二十三 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧に関する事項
- 二十四 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助隊活動に関する事項
- 二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第十二号）に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関する事項並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事項
- 二十六 所掌事務に係る国際協力に関する事項
- 二十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項
- 二十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消防庁に属させられた事項

（教育訓練機関）

第五条 消防庁に、政令で定めるところにより、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な教育訓練を行い、あわせて消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関

の行う教育訓練の内容及び方法に関する技術的援助をつかさどる教育訓練機関を置くことができる。

第三章 地方公共団体の機関

(市町村の消防に関する責任)

第六条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

(市町村の消防の管理)

第七条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

(市町村の消防に要する費用)

第八条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

(消防機関)

第九条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

一 消防本部

二 消防署

三 消防団

(消防本部及び消防署)

第十条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

(消防職員)

第十一条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

(消防長)

第十二条 消防本部の長は、消防長とする。

2 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

(消防署長)

第十三条 消防署の長は、消防署長とする。

2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

(消防職員の職務)

第十四条 消防職員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防職員の任命)

第十五条 消防長は、市町村長が任命し、消防長以外の消防職員は、市町村長の承認を得て消防長が任命する。

2 消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、同項に規定する者の資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。

(消防職員の身分取扱い等)

第十六条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、職務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の定めるところによる。

2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(消防職員委員会)

第十七条 次に掲げる事項に関して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に対して意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。

一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に関すること。

二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関すること。

三 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関すること。

2017。

2 消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

3 委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員(委員長として指名された消防職員及び消防長を除く)のうちから消防長が指名する。

4 前三項に規定するもののほか、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(消防団)

第十八条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

(消防団員)

第十九条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

(消防団長)

第二十条 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

(消防団員の職務)

第二十一条 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

(消防団員の任命)

第二十二条 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

(消防団員の身分取扱い等)

第二十三条 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、職務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるもの

を除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

第二十四条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれら原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(非常勤消防団員に対する退職報償金)

第二十五条 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者死亡による退職の場合には、その者の遺族に退職報償金を支給しなければならない。

(特別区の消防に関する責任)

第二十六条 特別区に存する区域においては、特別区が連合してその区域内における第八条に規定する責任を有する。

(特別区の消防の管理及び消防長の任命)

第二十七条 前条の特別区の消防は、都知事がこれを管理する。

2 特別区の消防長は、都知事が任命する。

(特別区の消防への準用)

第二十八条 前二条に規定するもののほか、特別区に存する区域における消防については、特別区に存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。

(都道府県の消防に関する所掌事務)

第二十九条 都道府県は、市町村の消防が十分に行われるよ

う消防に関する当該都道府県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消防職員及び消防団員の教養訓練に関する事項
二 市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項

三 消防統計及び消防情報に関する事項

四 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項

五 消防思想の普及宣伝に関する事項

六 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に関する事項

七 市町村の消防計画の作成の指導に関する事項

八 消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項

九 市町村の消防が行う人命の救助に係る活動の指導に関する事項

十 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準に関する事項

十一 市町村の行う救急業務の指導に関する事項

十二 消防に関する市街地の等級化に関する事項(消防庁長官が指定する市に係るものを除く。)

十三 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づきその権限に属する事項

(都道府県の航空消防隊)

第三十条 前条に規定するもののほか、都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。

2 都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づき市町村の消防の支援に関して協定することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定に基づき市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとする。

(市町村の消防の広域化)

第三十一条 市町村の消防の広域化(二以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下この条において同じ。))を共同して処理することとする。又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

(基本指針)

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防(以下「広域化後の消防」という。)の円滑な運営を確保するための基本的な指針(次項及び次条第一項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

(推進計画及び都道府県知事の関与等)

第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画(以下この条において「推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 推進計画においては、おおむね次に掲げる事項について

定めるものとする。

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

二 市町村の消防の現況及び将来の見通し

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ

四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

（広域消防運営計画）

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行うおとるときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針

二 消防本部の位置及び名称

三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

三 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

（国の援助等）

第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

二 広域化対象市町村が第三十二条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮を要するものとする。

第五章 各機関相互間の関係等

（市町村の消防と消防庁長官等の管理との関係）

第三十六条 市町村の消防は、消防庁長官又は都道府県知事の運営管理又は行政管理に服することはない。

（消防庁長官の助言、勧告及び指導）

第三十七条 消防庁長官は、必要に応じ、消防に関する事項について都道府県又は市町村に対して助言を与え、勧告し、又は指導を行うことができる。

（都道府県知事の勧告、指導及び助言）

第三十八条 都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について市町村に対して勧告し、指導し、又は助言を与えることができる。この場合における勧告、指導及び助言は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならぬ。

（市町村の消防の相互の応援）

第三十九条 市町村は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

二 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

（消防庁長官に対する消防統計等の報告）

第四十条 消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

（警察通信施設の使用）

第四十一条 消防庁及び地方公共団体は、消防事務のために警察通信施設を使用することができる。

（消防、警察及び関係機関の相互協力等）

第四十二条 消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない。

二 消防庁、警察庁、都道府県警察、都道府県知事、市町村長及び水防法に規定する水防管理者は、相互間において、地震、台風、水災等の非常事態の場合における災害の防御の措置に関しあらかじめ協定することができる。これらの災害に際して消防が警察を応援する場合は、運営管理は警察がこれを留保し、消防職員は、警察権を行使してはならない。これらの災害に際して警察が消防を応援する場合は、災害区域内の消防に係る警察の指揮は、消防が行う。

（非常事態における都道府県知事の指示）

第四十三条 都道府県知事は、地震、台風、水災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対し

て、前条第二項の規定による協定の実施その他災害の防御の措置に関し、必要な指示をすることができる。この場合における指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿うものでなければならない。

(非常事態における消防庁長官等の措置要求等)

第四十四条 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村(以下この条から第四十四条の三までにおいて「災害発生市町村」という。)の消防の応援又は支援(以下「消防の応援等」という。)に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。

2 消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とするとして認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

3 都道府県知事は、前二項の規定による消防庁長官の求めに応じ当該必要な措置をとる場合において、必要があると認めるときは、その区域内の市町村の長に対し、消防機関(第九条に規定する機関をいう。以下同じ。)の職員の応援出動等の措置をとることを求めることができる。

4 消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とするとして認められる災害発生市町村のため、当該災

害発生市町村以外の市町村の長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあつては当該応援出動等の措置をとることを求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあつては当該都道府県の知事及び当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

5 消防庁長官は、第一項、第二項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊(以下この条から第四十四条の三までにおいて「緊急消防援助隊」という。)の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

6 都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基つき、その区域内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示することができる。

7 前各項の規定は、大規模地震対策特別措置法第二条第三号の警戒宣言が発せられた場合に準用する。

8 消防庁長官は、第一項、第二項若しくは第四項又は第五項の規定により、災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の災害発生市町村において既に行動している緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを求め又は指示するときは、あらかじめ、当該緊急消防援助隊が

行動している災害発生市町村(以下この項及び第四十四条の三第一項において「緊急消防援助隊行動市町村」という。)の長及び当該緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

(消防応援活動調整本部)

第四十四条の二 一の都道府県の区域内において災害発生市町村が二以上ある場合において、緊急消防援助隊が消防の応援等のため出動したときは、当該都道府県の知事は、消防応援活動調整本部(以下この条及び次条第二項において「調整本部」という。)を設置するものとする。

2 調整本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 災害発生市町村の消防の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整に関すること。

二 前号に掲げる事務を円滑に実施するための関係機関との連絡に関すること。

3 調整本部の長は、消防応援活動調整本部長(以下この条において「調整本部長」という。)とし、都道府県知事をもつて充てる。

4 調整本部長は、調整本部の事務を総括する。

5 調整本部に本部員を置き、次に掲げる者をもつて充てる。

一 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから任命する者

二 当該都道府県の区域内の市町村の置く消防本部のうち都道府県知事が指定するもの長又はその指名する職員

三 当該都道府県の区域内の災害発生市町村の長の指名する職員

四 当該都道府県の区域内の災害発生市町村に出動した緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者

6 調整本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。

7 副本部長は、調整本部長を助け、調整本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 調整本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させることができる。

(都道府県知事の緊急消防援助隊に対する指示等)

第四十四条の三 都道府県知事は、前条第一項に規定する場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、当該緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村のため、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指示をするときは、あらかじめ、調整本部の意見を聴くものとする。ただし、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、あらかじめ、調整本部の意見を聴くいとまがないと認められるときは、この限りでない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指示をした場合には、消防庁長官に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた消防庁長官は、当該緊急消防援助隊として活動する人員が都道府県に属する場合にあつては当該都道府県の知事に対し、当該緊急消防援助隊として活動する人員が市町村に属する場合にあつては当該市町村の属する都道府県の知事を通じて当該市町村の長に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(緊急消防援助隊)

第四十五条 緊急消防援助隊とは、第四十四条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人

員及び施設により構成される部隊をいう。

2 総務大臣は、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定し、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

4 消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録するものとする。

5 消防庁長官は、第二項の計画に照らして必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、前項の登録について協力を求めることができる。

(情報通信システムの整備等)

第四十六条 消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動その他消防の応援等に関する情報通信システムの整備及び運用のため必要な事項を定めるものとする。

(消防機関の職員が応援のため出動した場合の指揮)

第四十七条 消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

2 前項の規定は、緊急消防援助隊の隊員の属する市町村の長が、第四十四条第一項、第二項若しくは第四項の規定による求めに応じ、又は同条第五項の規定による指示に基づき、当該隊員の属する緊急消防援助隊に対し当該隊員の属する緊急消防援助隊が行動している市町村以外の市町村の消防の応援のため出動を命ずることを妨げるものではない。

(航空消防隊が支援のため出動した場合の連携)

第四十八条 都道府県の航空消防隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合においては、当該航空消防隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の

下に行動するものとする。

(国の負担及び補助)

第四十九条 第四十四条第五項に基づく指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動(当該緊急消防援助隊が第四十四条の三第一項の規定による指示を受けて出動した場合の活動を含む。)により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち当該緊急消防援助隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当その他の政令で定める経費は、政令で定めるところにより、国が負担する。

2 緊急消防援助隊に係る第四十五条第二項の計画に基づいて整備される施設であつて政令で定めるものに要する経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村の消防に要する費用に対する補助金に関しては、法律でこれを定める。

(国有財産等の無償使用)

第五十条 総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第十九条において準用する同法第二十二條及び財政法(昭和二十二年法律第二十四号)第九條第一項の規定にかかわらず、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産(国有財産法第二條第一項に規定する国有財産をいう。)又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができる。

(消防学校等)

第五十一条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

2 地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、単独に又は都道府県と共同

して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置することができる。

- 3 前項の規定により消防学校を設置する指定都市以外の市及び町村は、消防職員及び消防団員の訓練を行うために訓練機関を設置することができる。

- 4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

(教育訓練の機会)

第五十二条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律施行の期日は、その成立の日から九十日を超えない期間内において、各規定について、政令で、これを定める。

(恩給法等の準用)

第二条 この法律施行の際現に警視庁又は道府県警察部若しくは特設消防署に勤務する官吏が、引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合(その官吏が引き続き恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員である国家消防庁、国家消防本部、国家地方警察、警察庁若しくは都道府県警察の職員、都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員として在職し、更に引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合を含む。)には、これ

を同法第十九条に規定する公務員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

- 2 前項の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員とは、都道府県又は市町村の職員で次に掲げるものをいう。

- 一 消防士長又は消防士である消防吏員
- 二 消防司令補である消防吏員
- 三 消防長又は前二号に掲げる者以外の消防吏員
- 四 前三号に掲げる者以外の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員

3 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)による改正前の警察法(昭和二十二年法律第九十六号)附則第七条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、同条第四項中「現にこれに俸給を給する都」とあるのは「現にこれに俸給を給する都道府県」と、同条第五項中「都から俸給を受ける者」とあるのは「都道府県から俸給を受ける者」と、それぞれ読み替えるものとする。

附則(平成一八年六月一四日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正後の消防組織法(以下「新法」という。)第十六条第二項に規定する消防長の定める基準に適合する消防長の階級を定めている新法第三十三条第二項第三号に規定する広域化対象市町村が同号の組合せに基づき新法第三十一条に規定する市町村の消防の広域化(以下この条において「広域化」という。)を行った場合においては、当該広域化が行われた後の消防事務を処理する市町村は、新法第十六条第二項の規定にかかわらず、当該市町村の規則で、当該広域

化が行われた日の前日に消防長であった者が当該市町村の消防吏員でなくなる日までの間、当該消防長であった者が従前用いていた階級を用いることができる旨の特例を定めることができる。

(消防法の一部改正)

第三条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

(電波法の一部改正)

第四条 (略)

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の

一部改正)

第五条 (略)

(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の

一部改正)

第六条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正

する。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法

の一部改正)

第七条 (略)

平成十八年四月十一日
参議院総務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、基礎自治体である市町村がまずその任に当たる市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないようにすること。

二、市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員に情報を開示し、意見の反映が図られるよう指導すること。

三、消防の広域化は、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等、質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであり、消防署の統廃合や消防職員の削減につながることはないよう、消防の広域化の趣旨を周知徹底すること。

四、広域化された消防本部と市町村の防災部局との連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図ること。

五、広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費については、人的・物的確保に支障が生ずることのないよう、地方債をはじめ、所要の十分な財政的支援を講ずること。

平成十八年六月一日
衆議院総務委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、消防庁長官が定める基本指針に基づき、都道府県が消防広域化推進計画を策定するに当たっては、市町村消防の原則を維持し、関係市町村等の意見を聴取するなど地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないよう配慮すること。

二、消防の広域化は、消防署の統廃合等を目的とするのではなく、消防隊員等の増強、高度な消防資機材の整備、救急業務の専任化等質の高い消防防災サービスを提供できる体制を確立し、住民の安心・安全をより充実するために行われるものであるという、消防の広域化の趣旨の周知徹底を図ること。

三、市町村による広域消防運営計画の策定に当たっては、現場の消防職員に情報を開示し、その意見の反映が図られるよう指導すること。

四、広域化された消防本部と市町村の防災部局との十分な連携体制の確立を図るため、両者の連携の重要性、具体的方策について、適宜適切な情報提供等を行うこと。また、広域化された常備消防と地域に密着した消防防災活動を行っている消防団や自主防災組織との連携強化を図るため、具体策を講ずること。

五、広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費について十分な財政的支援を講ずること。

○消防庁告示第二十二号

消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針を次のように定める。

平成十八年七月十二日

消防庁長官 板倉 敏和

市町村の消防の広域化に関する基本指針

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。

しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
- ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間

間の短縮

等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。

こうしたことから、平成六年以降、自主的な市町村の消防

の広域化が推進されてきた。全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百一十一本部にまで減少しているが、広域化と並行して進められた市町村合併の状況と比較すると、広域化が十分進んだとは言いがたい状況にあった。そこで、平成十八年においては、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化を更に推進するための消防組織法の改正及びこれに基づく本指針の策定を行った。

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画に基づき取組が進められてきたところであるが、本指針が策定された当初の広域化の表現の期限としていた平成二十四年度末には平成十八年四月から更に二十七本部が減少し、消防本部数は七百八十四本部となったところである。広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実が現れており、広域化に伴う現象として一部の地方公共団体が懸念する、消防署所の配置替えによる一部地域での消防力低下や消防本部と市町村との関係の希薄化といった事実は認められない。

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には、管轄人口十万余の小規模な消防本部（以下「小規模消防本部」という。）が全消防本部数の約六割を占めるなど、広域化の進捗はまた十分とはいえず、小規模消防本部が抱える前記の課題が依然として克服されていない。

一方で、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じ、これまでの長期的な少子化の傾向が今後も続く場合は、将来人口が減少することが予想されている。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約

もより厳しくなるものと考えられる。また、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も更に懸念される状況にある。このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられ、加えて、近年の東日本大震災での教訓や類例を見ない大規模災害等の発生、また、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況を踏まえ、国、都道府県及び市町村が一体となった広域化の推進による小規模消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となっている。

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に関し、次の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の間
与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によって消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。

また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする（と又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること）をいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

加えて、広域化については、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式により行われることとなるが、関係市町村間においてそれぞれの方式の利点及び問題点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

3 平成二十五年以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

平成十八年の消防組織法の改正後、平成二十四年度末に至るまでの広域化の状況を踏まえ、広域化の進捗状況は地域の事情によって左右される面があるものと考えられる。このことから、今後、広域化を推進するに当たっては、広域化対象市町村の組合せを定める場合は、広域化の規模に関する目標を引き続き考慮すると同時に地域の事情も十分勘案することとする。あわせて、広域化に関する取組を行う対象地域を、それぞれの地域における広域化の必要性や広域化への期待等を踏まえて重点化する枠組みを設けた上で、地域の表情を踏まえ、きめ細かい取組を行うこととする。

その際、地域の表情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の役割が特に重要である。平成二十年及び平成二十一年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊に関する事務と傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する事務が都道府県の事務に追加されたことから明らかなように、消防の分野における都道府県の役割の重要性は高まっている。広域化についても、本指針一、一で示された現下の消防を取り巻く状況を踏まえると、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが更に期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

4 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

本指針一、三を踏まえ、国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

- (1) 消防広域化推進本部の設置
消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。

(2) 広報及び普及啓発

市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要であることから、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。

(3) 都道府県及び市町村に対する情報提供

広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村のニーズに応じた情報提供を行い、関係者における広域化に関する取組の促進を図る。

(4) 相談体制の確保充実

広域化を表現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議を進めるに当たっての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具體の相談に積極的に応じる。

(5) 財政措置

都道府県に対して、広域消防運営計画の作成等に関する広域化対象市町村への情報提供若しくは助言、本指針二、三に定める消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要となる経費について所要の普通交付税措置を講ずるとともに、都道府県が広域化対象市町村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は同項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）に対して、当該広域化対象市町村

等が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

なお、これらの措置については、平成二十六年以降、消防広域化重点地域に対するものに重点化するとともに、必要に応じて見直すものとする。

- ① 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の広域化に限る。以下この(5)において「市町村の消防の広域化」という。）に伴う広域消防運営計画の作成を含めた広域化の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。

- ② 市町村の消防の広域化（平成二十年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画又は消防署所等（消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。）の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）の増改築（広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置づけられたものについては、新築を含む。）であって、当該広域化後十年以内で完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含む、平成十八年の消防組織法の改正に基づいて平成二十四年度までに広域化した消防本部にあっては平成二十四年度までに完了するもの。③において同じ。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

- ③ 市町村の消防の広域化（平成二十年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、統合される消防本部庁舎を消防署所等として有効活用するために必要となる改築であって、当該広域化後十年以内で完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

- ④ 市町村の消防の広域化に伴う消防本部庁舎の整備に要する経費について所要の地方債措置を講ずる。

- ⑤ 消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防

指合センター)の整備に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

⑥ 市町村の消防の広域化(平成三十年四月一日までに行われるものに限り)に伴い、広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等の整備事業であつて、当該広域化後五年度以内に行なうるもの(ただし、広域化前に完了するものを含み、平成十八年の消防組織法の改正に基づいて平成二十四年度までに広域化した消防本部にあつては平成二十九年年度までに完了するもの)に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

⑦ 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たつて、特別の配慮をするものとする。

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等が発生する懸念が高まつており、広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあることを踏まえ、五年程度後を期限として広域化に取り組むことが必要である。

(1) 都道府県の推進計画等

都道府県の実情に照らし、必要に応じて推進計画の変更又は策定を行うよう努めること。

なお、本指針三、三に定める消防広域化重点地域の指定については、速やかに行つこと。

(2) 市町村の消防の広域化

各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、本指針が定められた当初の期限である平成二十四年度末から五年程度後の平成二十

年四月一日までに広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

1 推進計画の策定

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めることとされている推進計画には、次のような事項を定めることとなる。

(1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

次のような事項に留意して定めること。

① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。

② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。

③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。

(2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し

次のような事項に留意して定めること。

① 広域化を推進するに当たつては、まず、当該都道府県における広域化の必要性を十分認識する必要があることから、各都道府県における消防需要の動向、これに対する消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等の市町村の消防の現況について、市町村の協力を得つつ、消防本部の規模別に十分把握し、その問題点を分析し、認識する必要があること。

② さらに、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になつていくかの見通しについても、市町村の協

力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。

(3) 広域化対象市町村の組合せ

本指針三、二に基づき定めること。

なお、広域化対象市町村の組合せに基づく本指針三、三に定める消防広域化重点地域の指定等を行う場合については、本指針三、三によること。

(4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する事項

本指針三、四に基づき定めること。

(5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

(6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たつては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表(常備消防・消防団)、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないとされているところである。

2 推進計画に定める市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

(1) 市町村の消防の広域化の規模

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。

その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とするのが適当である。

しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を著実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。その際、例えば、当該組合せの広域化を段階的に実現するために段階ごとの組合せをあわせて定めるといふ方策も考えられる。

(2) 配慮及び留意すべき事項

既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。

また、市町村合併との関係について、推進計画に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十九条第一項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。

3 消防広域化重点地域の指定等

(1) 消防広域化重点地域の指定の趣旨

本指針一、三の趣旨を踏まえ、本指針一、四に掲げる国の施策及び本指針二、四に掲げる各都道府県における措置を他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に実施することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を著実に推進するため、消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の枠組みを設ける。

(2) 都道府県知事による重点地域の指定及び公表等

都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを

構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを重点地域として指定することができる。

① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

② 広域化の気運が高い地域

広域化対象市町村の一の組合せを越える地域を重点地域に指定しようとするときは、当該指定しようとする地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、事前又は事後に推進計画の変更を行うものとする。

なお、当該指定を行ったときはその旨を、当該重点地域に対する都道府県の支援の内容とともに公表するものとする。

(3) 関係市町村の意見の聴取等

重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとする。

また、重点地域に指定された市町村以外の市町村から重点地域の指定を求める意見等があった場合においては、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする重点地域の指定等に努めるものとする。

(4) 重点地域の指定の変更

(2)及び(3)は、重点地域の指定の変更について準用する。

4 自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置に関する基準

消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には、

① 広域化を推進するための体制の整備
② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員
の派遣等

④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

⑤ 広域化に関する調査研究

等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果をも十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一体的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることが有効である。

(1) 組合の方式による場合

- ① 経常的経費、投資的経費をそれぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
 - ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること。
 - ③ 中長期的な整備費用の見直しを含めた消防力の整備計画を策定すること。
 - ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること。
 - ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
 - ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること。
 - ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。
- (2) 事務委託の方式による場合
- ① 委託料に係る基本的なルール
 - ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること。
 - ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること。

4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、二のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針第二十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村に一団を置くものとする。

この場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との二元的な連絡調整
 - ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
 - ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定期的な連絡会議の開催等
 - ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保
- 以上のような方策を参考としつつ、地域の表情に応じて広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
 - ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定期的な連絡会議の開催
- 各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
 - ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
 - ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
 - ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保
- 以上のような方策を参考としつつ、地域の表情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

各都道府県知事
各指定都市市長

殿

消防庁長官

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（通知）

市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）の一部を改正する件（平成25年消防庁告示第4号）を本日告示しましたので通知します。

貴職におかれては、下記改正内容等を御了知いただくとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第一 主な改正内容

1 市町村の消防の広域化の必要性（基本指針一、1）

平成18年の消防組織法改正後の広域化の進捗状況が不十分であり、今なお全国の消防本部数の約6割を占める小規模消防本部（管轄人口10万未満）における課題が解決されていないという実態、少子化に伴う人口動態の変化に加え、東日本大震災の教訓等を踏まえ、これまで以上に広域化の推進が必要である旨を追加したこと。

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方（基本指針一、2）

例えば、一部事務組合又は広域連合の方式による広域化では関係市町村間の合意形成が困難と認められる場合には、事務委託の方式を検討するなど、広域化の方式については、地域の実情に応じて柔軟に検討することが必要である旨を追加したこと。

3 平成25年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性（基本指針一、3）

基本指針一、4以下の改正事項に共通する平成25年度以降の広域化の推進に関する方向性について、新たに一、3を設けたこと。

また、改正前の基本指針に基づく広域化の進め方と比較して、平成25年度以降においては、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、地域ごとに異なる実情をより重視することとしたこと。

4 財政措置（改正前の基本指針一、4.(5)）

平成25年度の財政措置については、国の平成25年度予算成立後、基本指針に盛り込む予定であること。

広域化に関して現在予定されている平成25年度の財政措置は別紙のとおりであり、詳細については、国の平成25年度予算の成立に伴う財政措置の確定後、おって通知するとともに、当該財政措置の内容を追加する基本指針の改正を行う予定であること。

5 推進の期限（基本指針二、(2)）

推進の期限については、改正前の基本指針に定められた推進期限（平成25年3月31日）から5年程度延長する

こととし、これまで広域化した消防本部が事務を開始する日は4月1日である例が多いことを踏まえ、平成30年4月1日としたこと。

6 重点地域（基本指針三、3）

推進計画に定める組合せを構成する広域化対象市町村のうち、まずは広域化の必要性がより高い小規模消防本部所在市町村・非常備町村や広域化の気運が高い地域の広域化を実現することを通じて推進計画上の組合せの広域化を着実に推進するため、国・都道府県の支援を先行して集中的に行う重点地域の仕組みを設けたこと。

第二 主な留意事項

1 平成25年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性（基本指針一、3）

(1) 地域の実情の重視

地域の実情の重視については、地域における広域化の必要性や広域化に対する期待を含めた諸事情を重視するという趣旨であることに留意いただきたいこと。

(2) 都道府県の役割の重視

広域化における都道府県の役割については、消防組織法上、推進計画の策定や広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあったときの調整等が定められているところであるが、①関係市町村の協議会の設立や運営における助言、②協議の過程において利害の対立等が見られた際の調整、③広域化に伴う消防本部の設立や運営に関する助言及び④広域化までの過程における市町村のニーズに応じた財政支援又は職員派遣等による事務負担の軽減等について一層の取組をお願いしたいこと。

なお、広域化に関する都道府県に対する財政措置については、消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を拡充するとともに、都道府県の広域化対象市町村に対する補助金の交付等に要する経費について特別交付税措置を講じる予定であること。（別紙参照）

2 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策（基本指針一、4）

広域化の推進には国民及び地方公共団体による広域化に関する理解が不可欠であることに鑑み、国として広報・情報提供を強化する予定であること。

特に、広域化の先進事例、メリット、課題及びその解決事例、事務手続きに関する情報等を掲載したマニュアルを平成25年度中に作成、配布する予定であるが、その配布の前であっても、これらの情報の提供が必要な場合には、消防庁に対し随時相談されたいこと。

また、消防広域化アドバイザーの更なる活用を図るため、同一の地方公共団体や協議会等から2回以上派遣の要請があった場合においても、当該派遣に係る費用を国が負担することができるよう、消防広域化アドバイザー派遣要綱の見直しを本日付けで行ったところであり、地方公共団体や協議会等におかれても当該制度を積極的に活用されたいこと。

3 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間（基本指針二）

(1) 推進計画の変更又は策定の検討

市町村の組合せを検討する際の考え方については、従来、管轄人口30万以上という目標が掲げられていたところであるが、今般、今後の広域化の推進の方向性として地域の実情を勘案することとしたことを踏まえ、各都道府県におかれては、必要に応じて地域の実情を踏まえた組合せを検討し、現行の推進計画を見直すことも検討されたいこと。

また、推進計画を策定していない都道府県においては、市町村の意見を聴くこと等により、策定の必要性について改めて検討していただきたいこと。

(2) 重点地域の速やかな指定の必要性

平成26年度以降は、財政措置、情報提供等の国の支援を重点地域に対するものに重点化する予定でもあることから、各都道府県知事におかれては、重点的な支援が必要であると認める地域について、速やかに重点地域の指定を行っていただきたいこと。なお、このことは、重点地域の新たな指定及びその変更を平成26年度以降に行うことを妨げるものではないこと。

(3) 段階的な広域化の推進

推進計画に定める組合せによる広域化を段階的に推進する際には、推進計画の変更により段階ごとの組合せを定める方法のほか、推進計画を変更せずに基本指針三、3に定める重点地域の指定による方法も考えられること。

4 重点地域の指定（基本指針三、3）

(1) 指定の対象となる地域

重点地域の指定の対象となる地域の具体的な目安としては、例えば以下のようなものが考えられるが、重点地域の指定は、そのような地域の中で市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見その他地域の実情を勘案して都道府県知事がその判断により行うものであること。

なお、基本指針三、2(1)のとおり、一般論としては、広域化の規模については大きいほど望ましいが、地域の実情に即した広域化の着実な推進を重視する観点から、重点地域における広域化の規模の具体的な目標は定めないこととする。

①「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」

- ・当該地域内に管轄人口が10万未満の消防本部を含んでいること
- ・当該地域内に非常備町村を含んでいること 等

②「広域化の気運が高い地域」

- ・当該地域内の市町村長が広域化を行うこと又は広域化に向けた協議を行うことを明らかにしていること
- ・当該地域内の市町村において消防指令業務の共同運用の検討又は実施がなされていること 等

(2) 推進計画上の組合せを越える指定

重点地域は、原則として推進計画に定める広域化対象市町村の一の組合せの範囲内で指定されることを想定しているが、二つ以上の組合せにまたがる地域を指定することも可能であり、その場合は、指定後速やかに推進計画を変更することにより、推進計画上の組合せと重点地域の整合を図る必要があることに留意いただきたいこと。

(3) 指定の方法

重点地域の指定に当たっては、基本指針三、3(3)に基づき、各市町村の地域の事情等を十分に考慮するとともに、各市町村の意見を十分に聴く必要があること。

指定の形式については、各都道府県において任意に選択して差し支えないこと。

各都道府県においては、重点地域の指定を行った場合は、消防庁に報告していただきたいこと。

(4) 指定及び支援内容の公表

各都道府県においては、重点地域の指定を行った旨及び当該重点地域に対する支援の内容を公表する際には、できるだけ多くの住民が知ることができるような方法により行うこと。

5 財政措置

平成26年度以降の財政措置については、重点地域に対するものに重点化する予定であること。ただし、平成25年度以前に広域化した消防本部に対する財政措置についてはその限りでないこと。

第三 施行期日

公布の日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁消防・救急課長

市町村の消防の広域化に関する基本指針に規定する消防広域化重点地域の指定について（通知）

市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）に規定する消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の指定については、市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（平成25年4月1日付消防消第70号消防庁長官通知。以下「長官通知」という。）第二、4に主な留意事項が示されているところでありますが、指定する地域等の検討に際しては、下記の事項につきましても留意いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 指定を前提に検討を要する地域

重点地域の指定は、都道府県知事はその判断により行うものでありますが、指定の対象となる地域の具体的な目安として長官通知第二、4、(1)の①及び②において例示されている地域のうち、特に、以下の消防本部又は町村を含む地域については、可能な限り重点地域として指定願います。

(1) 職員数が少ない（例えば50人以下）小規模消防本部で、特に今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがあると考えられる消防本部

(2) 非常備町村

(3) 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

なお、広域化の組合せが決まっていない場合には、「〇〇本部を含む地域」や「〇〇町（非常備町）を含む地域」という形での指定も可能です。

2 財政措置

重点地域を「〇〇本部を含む地域」や「〇〇町（非常備町）を含む地域」という形で指定した場合においても、「広域化対象市町村に対する支援に要する経費」や「消防広域化準備経費」の財政措置の対象となります。

また、平成26年度以降の財政措置については、重点地域に対するものに重点化する予定であることを踏まえて、速やかに重点地域の指定をお願いいたします。

3 その他

（略）

消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申

平成24年9月7日

消 防 審 議 会

平成24年3月16日付けで諮問のあった「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方」について別紙のとおり中間答申する。

平成24年9月7日

消防審議会会長

吉井 博明

消防庁長官

久保 信保 殿

(別紙)

消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申

当審議会においては、消防庁長官から平成24年3月16日に「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方」について諮問を受け、大規模・多様化する災害等に対して、市町村消防の原則のもと、どう対処すべきか、また、そのための体制はどうあるべきかについて、議論を行ってきたところである。

本中間答申は、その中でも、消防組織法第32条に基づく市町村の消防の広域化に関する基本指針において平成24年度末で市町村の消防の広域化の実現の期限が到来することから、差し当たり、現在、消防事務の全体を統合する形態により行われている「消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化」について早急に方針を示すものである。

諮問事項のうち、残された課題、例えば、首都直下地震や南海トラフ巨大地震といった、従来想定していた規模を超える震災に対応するための、緊急消防援助隊をはじめとした広域応援体制のあり方や、大規模・多様化する災害等（豪雨・豪雪・火山・新型インフルエンザ等）に対する消防機関の対応、予防・救急等個別分野における広域的な対応等については、幅広く議論を続けていくこととする。

1. 基本的な考え方

我が国の消防は、昭和23年に地域に密着した自治体消防として発足して以来、本年で60余年が経過し、この間、例えば、常備化の進展、市町村の相互応援や緊急消防援助隊の導入など、関係者の努力の積み重ねにより、制度、施策、施設等の充実強化が図られ、国民の安心・安全の確保に大きな役割を果たしてきたが、平成14年に答申した「国・地方の適切な役割分担による消防防災・救急体制の充実方策について」において指摘したとおり、大規模・特殊災害等への対応を考えた場合、市町村消防の現行の体制では限界があり、消防の広域的な対応が求められている。

広域的な消防防災体制の整備については、市町村消防を補完する緊急消防援助隊をはじめとした広域応援体制の強化、関係機関との連携の強化等が求められることに加え、市町村消防そのものの体制の強化が求められることは言うまでもない。

そのための手段の一つとして、これまで、国においては、平成6年以来、市町村消防の広域化を推進してきた。消火

や救急、救助等の消防の活動は、災害現場に赴いて活動するものであり、そのため、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）においては、住民の住む地域等にできるだけ短時間で駆けつけられるよう、消防本部の管轄区域内に署所等が設けられ、必要な職員が配置されることとされている。消防の広域化においては、より大きな規模でこれらの署所や職員を活用し、管轄区域全体の消防力を更に向上させることを目的としている。

この広域化について、平成18年には当審議会においても「市町村の消防の広域化の推進に関する答申」を行ったところである。この答申では、広域化の必要性について改めて明らかにした上で、それまで消防の広域化が進まなかった要因にかんがみ、都道府県の役割・責任の重要性を踏まえた都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みについて法制化することと併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等、広域化を更に推進するための方策を提言したところである。

この答申を受けて改正された消防組織法において、新たに「市町村の消防の広域化」の章が設けられ、これに基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）により、各都道府県において定めた推進計画に基づく取組が進められてきたところであるが、「基本指針」において実現の期限とされている本年度末を目前にしてこれまでの状況を見てみると、広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じた住民の安全確保の向上等の成果が現れている一方、全体的に広域化の進捗は十分ではなく、地域ごとの進捗状況にも差異が見られる。

しかしながら、市町村の消防機関のうち、常備消防の体制の強化を推進するためには、全国のなお約60%を占める小規模消防本部における「出勤要員に十分な余裕がない」「専門的な人材の養成・確保が困難」「財政規模が小さいため高度な車両・資機材の導入が困難」「人事ローテーションを設定しにくいいため職員の職務経験が不足」といった課題の解決が必須である。

また、近年においても、昨年の東日本大震災、台風第12号・第15号や、本年7月の九州北部豪雨などの大規模災害があり、さらに、災害リスクの高まりが指摘される状況においては、市町村消防の原則を基本としながらも、一市町村の枠を超えた広域的な対応及び所要の消防防災体制の整備が引き続き求められている。

このような認識に立ち、この度、諮問を受けた「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方」のうち、まずは、実現の期限を目前に控えている消防組織法に定められた市町村消防の広域化の今後のあり方について集中的に議論を行い、大要以下の結論に達したので中間答申として答申する。

2. 広域化の評価及び継続の必要性

(1) 広域化の評価

広域化を実現した消防本部における状況をみると、以下のような成果が現れており、広域化は所期の成果を一定程度上げていると考えてよい。

① 住民の生命・財産を守る体制の強化を通じた住民の安全確保向上の実現

初動の消防力、増援体制の充実を通じ、大規模火災・多数傷病者事故等への対応力が強化されたほか、署所や管轄区域の見直しにより、現場到着時間の短縮が図られており、住民の安全確保の向上につながっている。

② 予防業務・救急業務等の高度化・専門化の実現

広域化前は他分野業務への従事を余儀なくされていた兼務職員が、広域化によって本部要員に余剰が生じたことを通じ、予防業務に専従させたり、救急救命士の資格を取得させたりすることができるようになった。これらのことにより、予防査察や防火管理指導が充実され、重度の傷病者に対して高度な救急救命処置が可能になるなど、住民の安全確保の向上につながっている。

また、消防本部が広域化されると、分野にかかわらず、広域化前と比較してより多くの災害事案を経験できることや、技術・知識の共有が進むことから、消防本部全体の能力の向上にもつながることが考えられる。

③ 高度な装備・資機材の整備充実の実現

高度化・専門化する消防事務を行うには必要な装備・資機材を適時適切に整備することが必要であるが、広域化によって消防本部の財政規模が拡大され、安定的な財政運営が行えることにより、最新鋭の車両や高度な指令装置の整備が可能となった。また、類似の資機材等に対する重複投資が避けられることから生じた財源の活用によっても、必要な装備・資機材を充実することが可能となっている。

④ 人事異動・研修の充実など組織の活性化の実現

人員規模の拡大により、広域的な人事配置が可能になったことを通じて人事の硬直化が避けられたほか、消防大学校・消防学校の教育訓練や各種研修を職員が受けるための長期派遣も可能となり、組織の活性化につながっている。

以上に加え、これらの成果を通じ、緊急消防援助隊の体制強化にもつながることになると期待される。

(2) 広域化の課題

一方、広域化の実現の期限である本年度末までに見込まれる進捗の状況を見ると、消防組織法に基づき都道府県が作成した推進計画に照らし、十分とはいえない状況にある。この背景には以下のような課題があるものと考えられる。

① 広域化に伴う消防力の配置替えに対する懸念

比較的大規模な市町村において、現在の消防本部の規模で十分であり、広域化することにより、広域化の相手方が小規模市町村である場合、現有の消防力が広域化した消防本部の管轄区域全体に分散するのではないかと懸念が示される場合がある一方、比較的小規模な市町村においては、広域化の相手方が大規模市町村である場合、広域化による署所の再配置により、当該大規模市町村に消防力が集中するのではないかという相反する懸念が示される場合がある。

② 消防本部と市町村との関係の希薄化に対する懸念

広域化によって、消防本部と構成市町村の防災部局や消防団との連携がとりにくくなるのではないかと懸念が示される場合がある。

③ 具体的課題に対する意見の相違

広域化に向けた協議をしている市町村間において、一部事務組合、広域連合又は事務委託等のどの方式により広域化を行うかについて意見の相違があるケースが見られるほか、消防本部の位置や署所の組織体制について調整が難航している等の場合がある。

また、以上に加え、広域化を実現するために必要な事務負担の大きさに対してあまり広域化のメリットが認められないと考える市町村があるものと考えられる。

(3) 広域化の継続の必要性

以上のとおり、広域化を行った消防本部においては、住民の安全確保の向上、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化といった成果が現れている一方、全体的に広域化の進捗は十分ではなく、地域ごとの進捗状況にも差異が見られることから、広域化に関する基本認識については見直すことが求められるが、その上で、

① 広域化を達成した消防本部が上記のような課題を乗り越えた上でメリットを発揮して住民の安全確保の向上

を実現している実績があること

- ② 「基本指針」に定められた広域化の推進の期限（平成24年度）後も、小規模消防本部が多数存在し、加えて人口減少を通じて更なる小規模化が進む傾向が予想される状況において、広域化による消防防災体制の強化がいまだ道半ばであること
- ③ 平成25年度以降も広域化を予定している地域があること
- ④ 地方公共団体からも広域化の推進の継続に関する要望が多いこと

等にかんがみ、全体としては広域化の取組を引き続き推進することが必要である。

その際、広域化が進まない背景等に対応した「5. 今後の広域化の取組の具体的な方向性」において示す方向性に沿って取り組むことが必要である。

3. これまでの状況を踏まえた広域化に関する基本認識のあり方

広域化の必要性や基本的な考え方、推進の枠組み等が定められている現行の「基本指針」においては、広域化は地域の実情にかかわらず、全国において同様に推進することを前提としている。

しかしながら、各地域における広域化の進捗状況は一様ではない。背景には、地域に係るものとしては人口動態の状況、地理的・歴史的・文化的な諸条件や経済社会的な状況、消防に係るものとしては消防需要の動向、これに対する消防本部の専門的能力の差異等を含めた消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等があるものと考えられる。また、それぞれの地域の実情により広域化のメリット・必要性や広域化への期待は異なるものと考えられる。

このような事情を踏まえ、今後、広域化を推進するに当たっては、以下のように、地域の特性・実情を尊重する見地から、広域化に関する基本認識を見直すことが望ましい。

(1) これまでの広域化に係る基本認識の見直し

① 消防本部の規模目標の柔軟化

広域化する消防本部の規模については、現行の「基本指針」において、「一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。」との基本的な考え方が示されている。その上で、「各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、これらに対する十分な考慮が必要である。」としながらも、「管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。」としている。地域の実情により広域化のメリット・必要性等は異なるものと考えられることから、今後、広域化を通じた消防防災体制の強化を図るためには、この管轄人口目標については、一つの客観的な目標としての意義はあるものの、これには必ずしもこだわらず、地域の特性や実情を十分に踏まえて対応することが必要である。

② 特に優先的に広域化に取り組む地域の重点化

このような地域の特性や実情を踏まえた上で、国は特に次のような地域を重点的に支援していくべきではないかと考える。

ア 消防本部の規模が小さい市町村や非常備町村など、今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域

イ ア以外であっても広域化の気運が高い地域

これに基づき、都道府県においては、必要に応じて推進計画を見直すとともに、例えば、上記のア又はイに掲げられた特に広域化の優先度の高い地域を「重点地域」（仮称）として都道府県が指定し、国が都道府県と

もに優先的に支援を行っていく仕組みも考えられるが、これらの支援については、財政支援、情報提供その他の援助を含めて幅広く検討することが必要である。

なお、地理的条件等から広域化のメリットの発揮が事実上想定できない市町村に対しては、その実情を踏まえ、国や都道府県は消防防災体制の強化に向けて、適切な支援を行っていくことが必要である。

(2) 引き続き留意が必要な事項等

「基本指針」においては「広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。」とされており、あわせて、消防団や市町村の防災・国民保護担当部局との連携確保の重要性について指摘しているが、コミュニティ等との関係にも留意しつつ、広域化した消防本部の活動に対する市町村側からの関与をどう確保するかについて更に配慮することが必要である。

また、一部事務組合や広域連合の形態により消防本部が広域化された場合においては、機動的な意思決定が行われるよう留意する必要がある。

あわせて、本年1月、「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」において当審議会が提言した関係機関との連携の確保については、大規模災害時のみならず、通常の消防防災事務を行う際にも必要な視点であり、広域化した消防本部においても連携を確保することが必要である。

都道府県については、国とともに、市町村の消防の責任を補完する責任や、広域化対象市町村からの求めを受けて市町村相互間における必要な調整を行う等の役割を担っており、上記の広域化に関する基本認識のあり方やこれに基づく広域化の推進の方向性を踏まえつつ、国と連携してその役割を一層果たすことが求められる。

4. 広域化の実現の期限

広域化については、もとより現行の5年間の期限内における実現が望ましいことはいうまでもないが、上記の「2. 広域化の評価及び継続の必要性」「3. これまでの状況を踏まえた広域化に関する基本認識のあり方」を踏まえつつ期限後において広域化を着実に推進するためには、一定の期限を区切って取り組むことが必要である。

その際、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要することがあることを踏まえつつ、新たな期限については、

- ① 「重点地域（仮称）」のうち、小規模本部や非常備町村を含む優先的に支援を行う地域において広域化が実現するには相当の時間を要することが見込まれること
- ② 平成25年度以降に期限を定めて広域化を予定している地域があること又は期限は定めていないが、広域化に向けた協議を継続している地域があること
- ③ 国による支援の継続によって広域化の実績が更に蓄積されることにより、全国的に広域化を進める気運が醸成され、例えば広域化に向けた調整が難航している地域においても局面打開の契機となり得ること
- ④ 大規模災害等が発生する懸念が高まっており、広域化の取組が急がれること
- ⑤ 過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあること

といった点を勘案すると、現行の「基本指針」において定めた期間と同じく5年程度を延長することが適当であると考えられる。

5. 今後の広域化の取組の具体的な方向性

今後、広域化の推進に当たっては、以上で示された広域化の現状、基本認識のあり方を踏まえるとともに、広域化が

進まない理由や広域化した消防本部における未解決の課題に対する再検討を行い、それぞれの理由・課題に対応した、地域の実情に応じたきめ細かな取組が必要である。

まず、広域化が進まない理由については、地域の実情により様々であるが、比較的多くの地方公共団体からは、おおむね以下のようなものが挙げられている。

- ① 広域化を巡る市町村間の意見の不一致等（広域化の方式、消防本部の位置、財政負担、組織体制等広域化を進める上で調整が必要な課題や、歴史的経緯に由来する地域間の関係が良好でないことなどに関するもの）
- ② 広域化によるメリットが十分認識できない場合があること
- ③ 広域化により、「小規模市町村に消防力が流出するのではないかと」の大規模市町村が抱く懸念や「大規模市町村に消防力が集中するのではないかと」の小規模市町村が抱く懸念
- ④ 広域化の結果、市町村（防災・国民保護担当部局、消防団）との関係が希薄になるのではないかと市の市町村の懸念
- ⑤ 広域化を進めるための事務負担が大きいこと

また、「広域化した（一部事務組合・広域連合となった）消防本部と構成市町村との調整が煩雑」「構成市町村間の給与等の統一が難航」などが広域化を実現した団体における主な課題として挙げられる。

こうした状況を踏まえると、以下のような取組の方向性が求められる。

（１）広域化の効果に関する先進事例の情報提供等

広域化が進まない理由のうち、「広域化によるメリットが十分認識できない」「広域化による消防署・出張所の再配置の結果、自らの地域の消防力が低下するのではないかと懸念」といったものについては、今後は、広域化の先進事例やこれまでの災害における教訓の蓄積を活用し、地域で活発に広域化に関する議論が行われるための取組が更に必要である。

なお、その際、都道府県や市町村にあっては、消防組織法において「市町村の消防の広域化（中略）は、消防の体制の整備及び確立を旨として、行われなければならない。」とされていることも踏まえ、地域における消防力が低下するのではないかと住民の不安を払拭することに特に配慮することが必要である。

加えて、特に、大規模な市町村（又は消防本部）においては、一部事務組合や広域連合を設ける方式での広域化に対して、広域化のメリットが十分認識できず、また、自らの地域の消防力が低下するのではないかと懸念を抱いていることが広域化の主たる阻害要因の一つとして考えられるため、そのような場合には事務委託の方式を採用することも考えられる。

（２）消防本部と関係市町村との連携確保に関する先進事例の情報提供等

次に、「広域化の結果、市町村（防災・国民保護担当部局、消防団）との関係が希薄になるのではないかと市の市町村の懸念」については、これまでも「基本指針」において対応策の例を示しているほか、広域化を実現した消防本部においても様々な工夫を講じているところであり、こうした知見や事例についても十分な情報提供が必要である。

加えて、こうした知見や事例を踏まえ、広域化した消防本部に対する市町村の関与についての制度上、運用上の仕組みについて更なる検討が必要である。

（３）具体的な事項の調整に関するノウハウに係る情報提供

その他、広域化を進めるための事務負担を懸念している地域や、広域化を目指すことについて合意がなされているにもかかわらず給与や身分の調整など具体的な事項について調整が難航している地域においては、広域化をより円滑

に進めるためのきめ細かなノウハウを求めているものと考えられるため、適切な情報提供が必要である。

以上(1)～(3)をまとめると、「基本指針」においては、あらゆる機会を捉えた国民に対する広域化に関する広報及び普及啓発、都道府県・市町村を対象とした積極的な情報提供や相談対応等が国の施策として示されている。広域化を進めるに当たっては、このような取組が極めて重要であることを改めて認識の上、(1)～(3)の情報提供等を行うことが必要である。あわせて、都道府県や市町村においても、住民に対して広域化に関する理解を求めるきめ細かい取組が不断に求められる。

(4) 一部事務の共同処理の推進の検討等

上記の課題等による影響を軽減しながら広域化の目的である消防防災体制の強化を図るため、広域化の期限や広域化後の消防本部の目指す規模をこれまでの広域化の状況や地域の特性・実情を踏まえたものとするに加え、広域化の進め方についても、現行の枠組みのみを前提とすることなく、柔軟に選択肢を検討することも必要である。

例えば、現在行われている消防事務の全部を統合するという広域化の方式に加え、既に一部地域において取組が進んでいる消防指令業務等の一部の事務のみ共同処理する方式などを、事例の紹介を行うこと等を通じ、更に推進することについても検討が必要である。

(5) 都道府県への支援等

都道府県については、現在、補助金の支出や職員の協議会への派遣等を行うことにより、市町村による広域化に向けた取組がより円滑に進むよう、積極的に市町村に関与しているところも見られるが、都道府県のそれらの支援は有効であると考えられる。平成18年の消防組織法の改正の趣旨も踏まえ、都道府県には関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な援助を行う役割を果たすことが更に期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、市町村の財政負担に対する支援、広域化を行うために生じる市町村の事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を更に果たしていくことが望まれる。また、国においてもこのような都道府県に対する適切な支援が求められる。

6. おわりに

以上、諮問を受けた「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方」のうち、消防組織法に定められる市町村の消防の広域化の今後のあり方について方針を示したところであり、消防庁においては、今年度末までの期限内における取組に努めつつ、この方針を踏まえて制度改正、財政支援、情報の提供その他の援助を含めて所要の措置を講じ、早期に本中間答申の実現に努めるよう要望する。